



茨城県報

第 552 号

令和 6 年 (2024年) 10月10日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

(公 安 委 員 会)

- 茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

- 農林事務所に交付決定を委任する補助金 (行政経営課) …… 2
- 指定居宅サービス事業者の指定 (長寿福祉課) …… 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課) …… 4
- 指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿福祉課) …… 4
- 介護老人保健施設の廃止 (長寿福祉課) …… 5
- 指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿福祉課) …… 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (13件) (障害福祉課) …… 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) …… 9
- 大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (中小企業課) ……10
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (中小企業課) ……12
- うなぎ稚魚漁業の制限措置及び許可又は起業の許可を申請すべき期間 (漁政課) ……13
- うなぎ稚魚漁業の許可の基準 (漁政課) ……14

(選 挙 管 理 委 員 会)

- 施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定の取消し……………15

公 告

- 落札者等の公示 (技術革新課) ……15
- 落札者等の公示 (道路建設課) ……16
- 公共測量の実施 (用地課) ……16
- 都市計画法による命令 (2件) (建築指導課) ……17

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第15号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年10月10日

令和 6 年 10 月 10 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニュー鹿島ショッピングタウン

鹿嶋市宮中 290 番地 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

令和 6 年 7 月 1 日

イ 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 1,034 台

(変更後) 914 台

(3) 届出年月日

令和 6 年 6 月 19 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 1066 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、茨城県内水面漁業調整規則 (令和 2 年茨城県規則第 74 号。以下「規則」という。) 第 4 条に掲げる漁業につき、規則第 11 条第 1 項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 6 年 10 月 10 日

茨城県知事 大井川 和彦

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

第 1 うなぎ稚魚漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

下表のとおり

(5) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

漁業種類	許可をすべき漁業者の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業 (掛ぶくろ網)	1 者	利根川のうち茨内共第 1 号共同漁業権の漁場区域	12月 1 日から 翌年 4 月30日まで	茨内共第 1 号共同漁業権の漁業権者で、かつ、茨城県神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合
うなぎ稚魚漁業 (火光利用すくい網)	1 者	利根川及び常陸利根川のうち茨内共第 2 号共同漁業権の漁場区域		茨内共第 2 号共同漁業権の漁業権者で、かつ、茨城県神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合
うなぎ稚魚漁業 (ひき網)	1 者			

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年10月16日から令和 6 年11月15日まで

3 備考

- (1) 当該許可の有効期間は、令和 6 年12月 1 日から令和 7 年11月30日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

茨城県告示第1067号

茨城県内水面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第11条第 5 項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき漁業者の数が同条第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の基準をそれぞれ次のように定める。

令和 6 年10月10日

茨城県知事 大井川 和 彦

許可の基準

第 1 うなぎ稚魚漁業

- 1 規則第11条第 5 項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
 - (3) 前 2 号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前 4 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業の許可以外の権限によりうなぎ稚魚の採捕の実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

7 第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設の長が不在者投票管理者となる施設の取消しを次のとおり行った。

令和6年10月10日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

1 指定の取消し

区 分	名 称	所 在 地
養護老人ホーム	鹿行広域事務組合立養護老人ホーム鹿行潮来荘	潮来市大生1376

2 指定の取消しの年月日 令和6年10月2日

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和6年10月10日

茨城県知事 大井川 和 彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年茨城県規則第98号)第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由

①EMS試験システム1式 ②産業戦略部技術振興局技術革新課 水戸市笠原町978番6 ③令和6年9月30日 ④株式会社東陽テクニカ 代表取締役社長 高野 俊也 東京都中央区八重洲1-1-6 ⑤31,500,000円(消費税及び地方消費税を除く。) ⑥一般競争入札 ⑦令和6年8月19日